

子育て支援のお知らせ

★子育て支援課 ☎ 1130、★市民福祉課 ☎ 1333

もう一度学んでみませんか ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

給付対象者

児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある市内在住のひとり親家庭の母又は父及びその20歳未満の子ども

対象講座

民間事業者などが実施する「文部科学省 高等学校卒業程度認定試験」の合格を目指す対策講座

支給内容

受講費用の最大60%相当額

○受講修了時給付金

受講費用の20%（上限10万円）

○合格時給付金

受講費用の40%（受講修了時給付金との合計で上限15万円）

申請方法

事前相談の上、受講開始前に対象講座の指定申請をし、指定が行われた場合は、受講修了後及び合格後に支給申請をしてください。

※平成29年9月30日までに対象講座の指定申請書を提出し、提出日に受講継続中である場合は、受講開始前に提出したものとみなします。

※受講開始後に支給資格を得た方はご相談ください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

現況届は、8月以降の手当の受給可否を決定する大切なものです。提出がない場合、資格があっても手当を受けられなくなりますので必ず提出してください。

また、所得超過等により支給停止となっている人でも、状況等の変化により新たに該当する場合がありますので、手続きをしてください。

集中受付期間 8月14日(月)～18日(金)

※児童扶養手当の受付は8月1日(火)から行っています。集中受付期間を過ぎてしまった場合でも必ず8月中に手続きをしてください。

受付場所 子育て支援課（市役所2階）、市民福祉課（アスパアこだま内）

用意 印鑑（朱肉を必要とするもの）、(特別) 児童扶養手当証書等

※8月上旬までに通知を発送します。届かない場合はご連絡ください。現況届用紙は受付場所にあります。

ひとり親家庭等医療費支給制度をご存知ですか

ひとり親家庭等医療費支給制度とは

母子家庭等を対象に、医療機関で支払った医療費の一部を支給する制度です。この制度を利用するためには、事前の登録が必要です。なお、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

対象

- ・母子家庭や父子家庭の親と子ども
 - ・養育者（親がいないため、親に代わって子どもを育てている家庭の保護者）と子ども
 - ・父（母）に一定の障害がある家庭の母（父）と子ども
- *「子ども」とは、18歳に達した年度の末日までの人及び一定の障害がある20歳未満の人です。

登録手続きに必要なもの

- ①申請者と子どもの健康保険証
- ②通帳（申請者名義のもの）
- ③印鑑（朱肉を必要とするもの）
- ④所得・課税証明書（平成29年1月1日の住所が市外の人）

※他の書類が必要となることもありますので、申請前に子育て支援課へお問い合わせください。

母子家庭の母又は父子家庭の父の経済的な自立を支援 母子家庭等自立支援給付金制度等について

●高等職業訓練促進給付金等

①高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、対象資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に支給 ※通学制が原則ですが、働きながら資格取得を目指す場合等、通信制の利用ができます。

支給期間 修業期間の全期間が対象（上限3年）

対象資格（准）看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等

支給額（月額） 市民税非課税世帯…10万円

市民税課税世帯…7万500円

申請方法 事前相談の上申請し、支給が決定した場合は、毎月給付金の請求をしてください。

②修了支援給付金

高等職業訓練促進給付金受給者に、養成課程修了後に支給（要申請）。

支給額 市民税非課税世帯…5万円

市民税課税世帯…2万5,000円

●高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用するひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付けることで修学を支援する制度です。養成機関修了後、資格取得した日から1年以内に、その資格を活かして県内で

就職し5年間従事した場合、返還債務が全額免除されます。

貸付額 入学準備金…50万円以内

（入学金・教材費等の納付、学用品等）

就職準備金…20万円以内

（転居費用、被服費、移動用自転車等）

利子 保証人あり：無利子

保証人なし：返還の債務履行猶予期間経過後は年1.0%の利子がつきます。

●自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が指定対象講座を受講し修了した場合、費用の一部を支給します。

指定対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等（介護福祉士実務者研修や医療事務等）

支給額 費用の60%相当額（上限20万円）

※1万2千円を超えない場合は支給されません。また、雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けられる場合、60%相当額と雇用保険制度から支給される額の差額が支給されます。

申請方法

事前相談の上、講座申込前に対象講座の指定申請をし、修了後30日以内に給付金の申請をしてください。

「パパ・ママ応援ショップ優待カード」の対象世帯が拡大しました！

●パパ・ママ応援ショップ優待カード

子育て家庭を応援する「パパ・ママ応援ショップ事業」。全国の協賛店で、買い物や飲食時にカードを提示すると割引やポイントサービスなどの特典が受けられます。

対象

○**これまで** 中学修了までの子どもや妊娠中の方がいる世帯

○**拡大後** 18歳に達して最初の3月31日を迎えるまで子どもや妊娠中の方がいる世帯

配布先 子育て支援課（市役所2階）、市民福祉課（アスパアこだま内）、本庄市保健センター

新たに優待カードを受け取ることができる世帯には、お子さんが通う高校等を通じて配布します。 ※県外の高校等に通学するお子さんの保護者は、保護者本人であることを確認できる運転免許証・健康保険証等、妊婦の方は母子手帳を持参のうえ、配布先へお越しください。

※中学校修了までのお子さんがある世帯は、引き続きお手持ちの優待カードを利用できます。

○協賛店の情報などは右記へ
埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援サイト

